# 令和元年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和元年6月19日(水曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第5号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第6号 諸般の報告について
- 第 5 議案第47号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第48号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について
- 第 7 議案第49号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 8 議案第50号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 9 議案第51号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# ○出席議員(10名)

2番 中川正弘 1番 小 黒 博 泰 3番 中 野 正 4番 高 橋 速 円 勝 三 5番 諸 橋 和 史 6番 加 藤 修 7番 三 輪 正 8番 安達 一雄 9番 髙 桑 佳 子 10番 仙 海直樹

# ○欠席議員(なし)

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 幸 小 林 則 長 副 町 Щ 田 正 志 亨 教 育 長 佐 藤 会計管理者 池 則 男 田 総務課長 河 野 照 郎 町民課長 泉 嘉 昭 金 保健福祉課長 権 孝 夫 田 こども未来室長 矢 之 Ш 浩 産業観光課長 大 矢 正 人 建設課長 小 崎 博 教 育 課 長 幸 矢 島 則 産業観光課参事 内 藤 良 治 総務課参事 金 泉 修

# ○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 権頭
 昇

 書
 記
 佐藤理絵

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長(仙海直樹) ただいまから令和元年第4回出雲崎町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

#### ◎会期日程の報告

○議長(仙海直樹) 議会運営委員長から、6月12日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、 お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいた します。

#### ◎議事日程の報告

○議長(仙海直樹) 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(仙海直樹) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、小黒博泰議員及び9番、高桑佳子議員を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(仙海直樹) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの6日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの6日間に決定しました。

# ◎議会報告第5号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長(仙海直樹) 日程第3、議会報告第5号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳 情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

# ◎議会報告第6号 諸般の報告について

○議長(仙海直樹) 日程第4、議会報告第6号 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査結果報告書、並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会令和元年度第1回臨時総会について報告をします。去る6月5日に 新潟県町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席してまいりました。お手元に配付しましたとお り報告をいたします。

次に、議員派遣の結果について報告します。去る5月28日、5月29日に開催された令和元年度町村議会議長・副議長研修会に出席してまいりました。お手元に配付したとおり報告をいたします。 以上で諸般の報告を終わります。

# ◎議案第47号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(仙海直樹) 日程第5、議案第47号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、人事院規則の改正に伴いまして、特殊勤務手当のうち防疫等作業手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容は、特殊勤務手当の支給対象とする家畜伝染病について、現行の口蹄疫、高原病性鳥インフルエンザ等のほかに、「その他町長が別に定める家畜伝染病」を加えるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(仙海直樹) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

本町の特殊勤務手当は、税滞納処分手当、防疫等作業手当、用地交渉手当及び行旅病人等収容手当の4種類となっております。このたびそのうち人事院規則の改正に伴いまして防疫等作業手当の改正を行うもので、町長が別に定める家畜伝染病を加えたものであります。現在人事院の定める家畜伝染病は豚コレラのみでございますが、今後人事院の定める家畜伝染病に変更が生じた場合は同様に定めることといたしております。

なお、平成30年度におきます職員への特殊勤務手当の支払い実績はございません。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(仙海直樹) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 5番、諸橋議員。
- ○5番(諸橋和史) 畜産農家も非常に減りまして、現実的には大変だと思っております。その中で、 今町長の定める家畜伝染病ということで豚コレラ等が挙げられましたけれども、例えばの話、PS Eなり、その他もろもろの伝染病あるわけなんですけれども、それらについても一応の対応はして いただけるものと思いますけれども、いかがでしょうか、お聞きします。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) この条例は、職員に支給する特殊勤務手当について定めた、どのような作業に勤務した場合特殊勤務手当を支給するかというものに定めたものでございまして、基本的には人事院が定める特殊勤務手当と同様の内容の勤務に従事した場合支給するというふうな定め方になってございます。今ほどご質問の病気等につきましては人事院の定めに従うような形になろうかと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。
- ○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。 3番、中野議員。
- ○3番(中野勝正) 今諸橋議員の関連でございますが、この職員というのは主に誰が当たられるようになるんでしょうか。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) 出雲崎町職員でございます。出雲崎町職員がここに条例に定められた作業 に従事した場合、手当として特殊勤務手当を支給するというものでございます。
- ○議長(仙海直樹) 3番、中野議員。
- ○3番(中野勝正) そうしますと、職員は誰でもなんですけども、一応指名というか、あなたお願いしますとか、そういうふうなの、例えば産業観光課の部署なのか、何とかのいろいろ部署なのかがわかるようになっているのか、それとも町長がもう、総務課長が指名することになっているのか、その辺はどういうふうな解釈でよろしいですか。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) 業務に従事する職員は、例えば税滞納処分手当に従事する職員は税務関係 に勤務する職員でございますし、防疫等作業手当につきましてはその用務にある者、例えば家畜伝 染病であれば、通常であれば本町であれば産業観光課が対応いたしますし、その他用地交渉であれ ば、当町であれば建設課なり工事を持っている各課の職員が対応するようになると思います。
- ○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(仙海直樹) 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(仙海直樹) 日程第6、議案第48号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算につきましてご説明をいたします。このたびの補正予算では、各款に共通して4月の人事異動に伴う職員の人件費の組みかえを行っております。その他主な歳出予算につきましては、第2款の総務費、1項総務管理費、5目財産管理費には、本年3月にご寄附いただきました旧内藤医院をふるさと交流住宅として整備して大学生等の学外活動拠点及び地域おこし協力隊員の居宅として活用するための経費を計上いたしました。

7目の企画費では、第2期の地方創生総合戦略に関する経費及び川西集落のまつり行事の物品購入に係るコミュニティ助成金を計上いたしました。

3款の民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費では、幼児教育・保育無償化に伴う電算システム改修費及び小木ノ城保育園の改修事業に対する交付金を計上しております。

7款の商工費、1項商工費では、3目の観光費には船まつり協賛会に対する負担金の追加を、また5目天領の里管理費には時代館展示音響施設の改修費を計上しております。

8款の土木費、5項の住宅費、3目住宅環境整備費では、新生活スーパー住まい取得・リフォー

ム支援補助金について、今後の申請状況を見込み、8件分を追加いたしました。

10款の教育費、4項の社会教育費、1目社会教育総務費では、日本遺産認定に伴う講演会等の経費を計上しております。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。歳入予算では、本年10月から始まります幼児教育・保育無償化に伴う補正予算といたしまして、9款の地方特例交付金及び15款の国庫支出金に国からの負担金等を追加した一方、13款の分担金及び負担金では保護者から徴収する保育料を減額しております。

その他歳出補正額に要する財源といたしまして繰入金及び諸収入等を追加し、残余は前年度繰越 金で手当てをいたしました。

これらによりまして、規定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,249万2,000円を追加し、予算総額を33億4,043万4,000円とするものであります。

以上でありますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(仙海直樹) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

予算書歳出予算につきましてお願いいたします。職員の人事異動に伴います人件費の組みかえに つきましては173ページ以降に給与費明細書がその内容として記載してございます。説明は省略させ ていただきます。

それでは、予算書の163ページをお開きください。2款総務費、5目財産管理費でございます。旧内藤医院の利活用関係の経費を計上いたしました。

内容につきましては資料の8ページをご覧ください。8ページの資料の一部に誤りがありまして、申しわけございません。舛の字を訂正させていただきます。こちらのほうで旧内藤医院の住宅部分の間取り図がございます。4月の全員協議会で説明をいたしましたが、その後精査をいたしまして、名称はふるさと交流住宅「舛太さん」とし、1階部分は大学生等の学外活動拠点スペースに、2階は地域おこし協力隊員の居住スペースとして活用することといたしました。この住宅にインターネット環境、寝具、エアコン等を整備する予算をこのたび計上させていただきました。

予算書のほうにお戻りいただきたいと思います。163ページでございます。同じ5目の13節委託料でございますが、町有地用地測量業務委託料がございます。これは、尼瀬地内にあります旧出雲崎駐在所跡地、それと岩船町の町有住宅跡地、この2カ所の測量業務を委託するものであります。測量し、境界を明確にして売却をしたいというものであります。なお、岩船町住宅につきましては、建物を除却した後に測量するという段取りとなっております。

その下、15節工事請負費です。町有建物除却工事、計上してございます。これは、岩船町の町有住宅、これを除却するというものと、伊勢町の旧内藤医院の診療所の2棟を除却する経費を計上し

てございます。岩船町の町有住宅は除却し、跡地を測量後売却するという予定にしてございます。 伊勢町の旧内藤医院診療所は除却して、跡地は駐車場として利用したいと思っております。補足説 明資料がございます。

なお、旧内藤医院診療所に係る外壁材のアスベスト含有の疑いにつきましては、専門検査機関の 調査分析の結果、含有はないとの報告を受けてございますので、報告申し上げます。

次に、7目企画費です。8節総合戦略策定推進会議委員報償ほか、総合戦略策定関係に関する経費を計上してございます。補則説明資料に詳細が記載してございます。推進会議は5回程度を予定しております。また、16歳から49歳まで、約1,100人を対象としたアンケート調査も実施するよう予算を計上いたしました。19節でございます。コミュニティ助成事業補助金、川西集落の祭り用物品の購入費に対する助成となりまして、全額コミュニティ助成金を充てております。

次、9目空家等対策費でございます。ここには羽黒町歴史や五郎兵衛の運営関係経費を計上して ございます。

資料9ページをご覧いただきたいと思います。9ページに歴史や五郎兵衛の間取り図を添付してございます。羽黒町の石井鮮魚店様前の建物で、町が寄附を受けたものでございます。下側が町道側、この網かけをしてある部分はこのたび改修工事を行うものでございます。工事費につきましては当初予算に計上させていただきました。この建物の活用といたしましては、改修後、宝物発見事業収集品や内藤氏から寄附をいただいた美術品の展示及び観光客の簡易な休憩所という形で利用したいと思っております。このたびの補正予算では、管理に係る経費を計上してございます。管理につきましては、文化財審議会委員、語り部の会、また地元の行政区の方々、約15名程度で五郎兵衛の会という任意団体をつくりまして、ボランティアで管理、来場者の案内をしていただくこととして話を進めているところでございます。当初は土日祝日の10時から4時までを開館する予定にしておりまして、秋の美食町めぐりに合わせまして10月下旬にはオープンをしたいというふうに思っております。また、この建物は海岸部に出し棚という出雲崎特有の建物でございますので、室内に入れることはいたしませんが、土蔵や奥の間も見学できるような形での利活用を検討していきたいというものでございます。

続きまして、予算書166ページにお戻りいただけますでしょうか。3款民生費です。2目児童措置費、13節に委託料がございますが、子ども・子育て支援システム改修委託料です。保育無償化に伴うものであります。説明資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。

次、19節、保育所等整備交付金です。小木ノ城保育園が実施する工事に対する交付金であります。 こちらも資料10ページに工事概要の資料がございます。床暖房設備、空調設備等の改修工事を行う ものであります。

続きまして、169ページをお願いいたします。商工費となります。3目観光費の19節に船まつり協 賛会負担金追加がございます。今年度汐風ドリー夢カーニバルにかわるイベントを開催するという こととしておりますが、その経費の一部を当初予算において計上漏れがございましたので、このた び追加をさせていただくものであります。

5目天領の里管理費、11節、施設修繕料の追加でございます。天領の里時代館の音響設備の改修 を行うものであります。25年が経過している機器で、ミキサー、アンプ等を更新するという内容と なってございます。

次、170ページをお願いいたします。土木費です。3目の住宅環境整備費になります。19節、新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金の追加であります。当初予算では5件の予算を計上しておりましたが、今後の申請状況を見込みまして、8件分をこのたび追加をさせていただいております。これも補足資料がございます。

次に、172ページ、お願いいたします。教育費になります。1目の社会教育費です。8節報償費、12節役務費等にこのたびの北前船日本遺産認定に伴う記念講演会関係の経費を計上してございます。資料の11ページのほうにその概要が記載してございますので、ご覧いただければというふうに思います。また、13節、津又商店改修調査委託料でございます。これは、現在空き家となっております旧津又商店の活用について検討するための調査費を計上したものでございます。歳出予算は以上であります。

続きまして、歳入予算につきましてお願いいたします。158ページをお願いいたします。9款の地方特例交付金、13款分担金及び負担金、15款国庫支出金は、10月から始まります保育無償化に伴う補正でございます。

こちらにつきましては、資料の7ページをご覧いただきたいと思います。7ページのほうに幼児教育・保育無償化の制度の概要についてということで資料をつけてございます。下のほうに2つの帯グラフがございます。本町の保育実施委託料は、2つの保育園に約1億1,600万円程度の予算を計上してございます。その負担割合を示した帯グラフでございます。上の帯グラフが4月から9月までのもの、下の帯グラフが保育無償化後の令和元年度の負担割合を示して比較したものであります。国庫支出金の拡大によりまして、保育者の保育料の負担、町の軽減額の負担が縮小しております。

また予算書に戻っていただきたいと思います。159ページをお願いいたします。2項の国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。民生費国庫補助金の中の保育所等整備交付金、これは小木ノ城保育園の改修工事に係る補助金で、2分の1の補助でございます。下の子ども・子育て支援事業費補助金は、保育無償化に係る電算システムの改修費に係る補助金で、こちらは10分の10の補助が交付される見込みとなっております。

18節寄附金です。3目労働費寄附金であります。国道352号線拡幅工事に伴いまして、バス停の補償費相当額を松本集落から寄附を受けたものであります。社会福祉費寄附金につきましては、川西の相澤孝一様からのご寄附でございます。

次に、160ページをお願いいたします。20款繰越金です。30年度の実質収支額は1億2,582万6,000円

と見込んでおります。このたび所要の額を補正をさせていただきました。

21款諸収入です。5目雑入にコミュニティ助成事業交付金を計上しております。全額が川西集落 のコミュニティ事業に充てるもので、自治総合センターから交付をされるものでございます。補足 説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(仙海直樹) これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

1番、小黒議員。

- ○1番(小黒博泰) 2点ほどあるんですけども、163ページの2款の総務費の1項で、需用費の消耗 品費ということで52万、括弧書きで寝具、清掃用具等とあると思うんですけれども、実際ここ寝具 は何名分を用意、考えているか、ひとつ聞かせていただきたいのと、172ページの10款の教育費の4 項、日本遺産の記念事業に伴う来場者記念品。資料のほうに地元の特産品と書かれていますが、現 時点で今どういうものを考えているか、もし素案がありましたらお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) まず、163ページの消耗品費追加の内容でございます。こちらの主なものといたしましては寝具で、かけ布団、敷き布団、枕等がセットになった寝具を30組購入する予定でございます。30組と申しますのは、ここで使う、来る学生の最大人数が30人程度見込まれますので、その数を用意させていただきました。

以上でございます。

- ○議長(仙海直樹) 教育課長。
- ○教育課長(矢島則幸) 北前船の来場記念品の件でございます。現在考えておりますのは、先般から発売されましたサザエの炊き込み御飯のもと、こちらを100名様限定で配付したいというふうに考えております。なぜかと申しますと、やはり今町の特産品として定着させたいという意味もございます。さらに町の代表的な海産物ということで、今回北前船の寄港地ということでマッチングしたものかということで、今回はサザエの炊き込み御飯のもとを考えております。
- ○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。 4番、高橋議員。
- ○4番(高橋速円) 163ページの舛太さんのところです。エアコンの設置2台というふうになっているのです。結論から言って、私お尋ねしたいのは、これぐらいでいいのかということなんです。というのは、1階の間取りを見まして、応接室、2階は和室または洋室で2台、30人で夏場あるいは冬場、寒くないのかな、あるいは暑くないのかなと。特定の部屋だけで、あとはどうなっているのかなというのが。今までのものは多分使えないはずなんで、その辺のことはどういう詳細になっているのかお聞かせください。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。

○総務課長(河野照郎) 冷暖房関係につきましては、このお宅につきましては全ての部屋に冷暖房が完備してございまして、機器が設置してございました。このたび寄附を受けた後に全ての機器について点検をしましたところ、この2台分だけが正常に作動しないと。ほかの機器もかなり古いものではございますが、何とか使える状態であるということが確認できましたので、このたび最小限の2台につきましては町のほうで購入して設置したいというものでございます。したがいまして、このお宅につきましては全ての部屋で冷暖房が完備しているというふうな状態にはなってございます。

以上でございます。

- ○議長(仙海直樹) 4番、髙橋議員。
- ○4番(高橋速円) それと、このインターネット環境整備で11万円というのは、各部屋にいわゆる ワイファイ等々が入るのか、それとも各部屋なりなんなりどういうふうな環境整備を想定されてい るのか。今の時代だと、ある意味ではエアコンよりもこっちのほうが大事な状況なのですよね、昨 今は。その辺はどうなんでしょうか。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) インターネット関係につきましては、無線LANを設置して、1階、2階全ての部屋で快適にインターネットが使えるような環境を整備するということで予算を計上してございます。

以上でございます。

- ○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。 3番、中野議員。
- ○3番(中野勝正) 168ページの中で、委託料の中で中山間地域等直接支払制度測量調査業務委託料、これに関してですが、当町においてもいろんな地域で何カ所かこういうふうに上げて頑張っているところがあるわけですけれども、新たにこの集落の方がお願いしたのか、それともこれ3年だか5年で更新みたいのがあって、新たにまた調査しなければならないのか、その辺もう少し詳しくお聞きしたいと思います。
- ○議長(仙海直樹) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(大矢正人) 中山間地域直接支払制度なんですけども、現在13地区で取り組みをしていただいております。新たに吉水集落が取り組みを始めたいということでお話をいただきましたので、勾配等の測量をするための経費を計上させていただきました。吉水集落がこれに入っていただくと、合わせて14協定になるという予定になっております。

以上です。

- ○議長(仙海直樹) 3番、中野議員。
- ○3番(中野勝正) ありがとうございました。それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、新聞

等で読んだことが私あるんですけども、直接支払制度自体が3年だか5年の中で切られるというみ たいなのが出ていたのが私としては記憶があるんですけども、その辺は全然、一旦直接支払制度の やった場合はもうずっと何年もオーケーなのか、その辺はどうなんでしょう。

- ○議長(仙海直樹) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(大矢正人) これの取り組みにつきましては、1回の取り組みが5年周期という形になっておりますので、5年ごとに更新といいますか、そういう形になっております。 以上です。
- ○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。 9番、髙桑議員。
- ○9番(高桑佳子) 保育料の無償化が10月からということで、いろんなお金の出入りのほうが予定されておりますけれども、無償化というと無料になるような気になっていますが、実はやっぱりここに書いてあるように負担があるわけで、当町においては通園送迎費、食材料費、あるいは行事費などというものはそれぞれによって、それぞれの収入に応じてやっぱり徴収されているのではないかと資料の7ページを見ますと思いますけれども、大体どのくらいのどの程度の負担になっているのかということをひとつお聞きしたいと思います。
- ○議長(仙海直樹) こども未来室長。
- ○こども未来室長(矢川浩之) 今の食材関係、直接保護者の方から徴収する分についてでございますが、両園ありますが、ちょっと今手元にある資料は1つの保育園の分だけなんですが、一応保育園で徴収しているものにつきましては、バスの利用料、あとこれはどっちも共通で100円というようなことになっておりますし、あと給食費、教材費、あとは卒園式の記念品の積み立てというようなことで、これが毎月2,500円程度というような形になっております。
- ○議長(仙海直樹) 9番、髙桑議員。
- ○9番(高桑佳子) 保護者から実費で徴収している負担金があるわけですが、町でも考慮してもらいたい。
- ○議長(仙海直樹) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) ほっと情報館陽だまりでバス回数券を販売しているが、どれくらいで仕入れて、 マージンはどのくらいもらっているのか。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) 20万円のバス券を越後交通から10万円で仕入れ、陽だまりへ納入し、販売 手数料の10%を支払いします。
- ○議長(仙海直樹) 2番、中川議員。
- ○2番(中川正弘) 2点伺う。1点目は、163ページの9目8節の建物管理謝礼ということで、26万 4,000円計上されている。誰にどのくらいの、謝礼を渡すのか、具体的に教えてほしい。

もう一つ17節公有財産購入費のカーテンというのがあるんですね。違うと思うのは、私は私らの考えるカーテンじゃないと思っているんですけども、私らが考えるカーテンなら10万円もしませんし、10万円しないということは、逆に言うと備品か何かでと思うんですが、今回はこれを公有財産購入費ということでやっているということは、カーテンというよりも蛇腹式の何かいろいろなものか、あるいはシャッターみたいなものを考えておられるのか、ちょっと我々のいう一般庶民が考えるカーテンとはわけが違うと思うんですけども、カーテンであれば10万円であろうが100万円であろうが私は備品だと思うんですが、公有財産購入費というふうなものまで掲げて、備品台帳にまで上げてということになりますから、どんなカーテンを想定されているのか、ちょっと教えてください。

#### ○議長(仙海直樹) 総務課長。

○総務課長(河野照郎) 163ページの8節報償費でございます。こちらは、この建物の修理が終わりましたら一般、皆さんに公開するような形で考えております。先ほども申しましたとおり、この公開に当たりましては文化財審議会委員の方ですとか、あるいは語り部の会の方、また地域住民の方でおおむね15人程度の任意の団体をおつくりいただいて、その方が1日2人当たっていただくと。開館するのは土日祝日を予定しております。時間は10時から4時という形で、基本的にはボランティアなんですが、いろいろやっぱりその時間拘束をされますので、1回当たりお一人2,000円で、1日やると2人ですので4,000円になりますけども、その経費は謝礼という形でお支払いさせていただきたいと。年間50日程度ございますので、それぞれ2人をやると所要の額になるというふうなものでございます。

あわせまして、今回展示に当たりまして、展示専門のデザイナーの方からも現地にお越しいただいて、いろいろアドバイスをいただいております。その方の交通費程度もここから、わずかですがお支払いさせていただくような経費もこの中には含まれているところでございます。

それと、カーテンでございますが、これは8ページの図面でいきますと、一番奥の出し棚のところ、実は専門家のアドバイザーの方も、このつくりは出雲崎特有のつくりで、今海のほうであれだけ大きな窓で自由に見えるところは非常に貴重なので、中にはちょっと修理しないと入れないので、入ることはできませんが、あそこに展示したりとか、あるいはあそこから海を見るというような形も非常に魅力が出るというふうなアドバイスもいただきまして、それらを踏まえまして、海側の大きな窓のところに遮光式のカーテンを建物に設置すると。設置といいましても、つけるような形で考えております。若干面積が大きいということと、施設を保護するために遮光性というものをとっておりますので、経費が高くなっております。

なお、カーテンで建物に直接設置して常時取りかえないものは公有財産に上げろというふうなルールになっておりますので、このたび公有財産購入費に計上させていただいたところでございます。 以上です。

○議長(仙海直樹) 2番、中川議員。

- ○2番(中川正弘) なかなか魅力的な計画が進んでいるなというふうに思いますけども、この施設 改善ですけども、これは町道側から見て、中には入れるのでしょうか。右側のほうに土間等をつくって、中の奥のほうまで入っていけるのでしょうか。どのような間取りを考えておられますか。これただすうっと斜線といいますか、黒になっているんでわからないんですけども、どのようなイラストを描いておられるのか。というのは、これ今お聞きすれば、常駐しておられる方が、例えば土日にしろどこの部屋にいるのか。それから逆算していくと、土間をずっと持ってくるのかな。逆に言うと、今のカーテンの話にまた戻りますけど、一番奥のほうを戸をあけたり閉めたりしないと、結局カーテンにしたって夏は蒸れるだけですし、大変なことになってくるんですが、その土間等々も奥までとりあえず行けるようにするのかどうなのか。今話を聞けば、奥の間はもうとても人が歩ける状態じゃないんだよと、歩くと踏み外すよというふうな話も聞いておるんですが、どのようなレイアウトを考えておられるのか、お願いいたします。
- ○議長(仙海直樹) 総務課長。
- ○総務課長(河野照郎) 資料の9ページの間取り図でご説明させていただきます。

町道側からこの色をつけたところにつきましては改修をいたします。ここの改修をしたところに展示をして、常時いるのは②番とかこのあたりのところで、そこで店番と申しますか、いるような形で考えております。あと、この先の土間につきましては、今の土間がコンクリートで打ってございますので、その土間で十分人が歩く程度は安全に使えると。土蔵は、外から土蔵があるというのを見せるだけです。奥の間につきましては、中に入るにはちょっと床が非常に腐食しておりますので、土間から奥の間と海を見るというふうなイメージで、若干小ぎれいな修繕はいたしますが、中には立ち入りはさせない、土間から見ると。あと、奥の間の展示品も若干置きますので、展示品と部屋を守るためにカーテンをつけて、直射日光は避けるというものでありますし、あける者につきましてはこの前をあけたところの人が奥のほうも風を入れて、建物の腐食を若干でも防げるような形で考えております。

以上でございます。

- ○議長(仙海直樹) 2番、中川議員。
- ○2番(中川正弘) 説明ありがとうございました。立派なものができて、立派な管理ができるんだろうなというふうに思っておりますけども。

もう一点、今内藤さんのところから運び込む資料が、そうメジャーなものじゃない、なかなか通の人しかわからないものであるというふうに聞いております。ぜひ付加価値を高めながら。その説明の仕方だと思うんです。説明の仕方で、ただ飾ったって何の変哲もないものでしょうから、その説明の仕方、あるいは展示の仕方等々を工夫されて、そこを訪れた人が興味を持つような、そんな展示の仕方を希望いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。

9番、髙桑議員。

○9番(高桑佳子) 済みません。先ほどの保育料無償化にちょっと戻って申しわけないんですけれども、先ほどご回答いただきました零歳から2歳児の住民税課税世帯の保育料をここに徴収されるんですけれども、パーセンテージでも何でもいいんですけれども、どのくらいいらっしゃるかというのがわかるかどうか。

実を言うと、非課税世帯で保育料が無料のご家庭というのはそう多くはないのではないかと私は思っているんです。通常は生活の中ではぎりぎりだけど、税金を払い、普通に暮らしていらっしゃる若い世帯というのは、本当にぎりぎりでやっているけれども結構いるというふうに思っています。そうすると、やっぱり払う払わないというところの境目というのは必ずどうしてもあるわけですけれども、一番ちょっとせつない部分なんじゃないのかなというふうに思っています。子供が小さくて手もかかって、生活も厳しくて、でも税金も払っていてぎりぎりという、そこの人たちの、やっぱり今回の無償化というときにそこがやっぱりカバーされないということですと、当町においてはどのくらいそういう対象の世帯がおありなのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(仙海直樹) こども未来室長。
- ○こども未来室長(矢川浩之) ゼロ歳から 2歳児の方の人数というかなんですが、世帯ということでちょっと把握していないんですが、4月1日現在ということで、ゼロ、2歳の住民税課税世帯の人数ということで、両園合わせて25名というふうになっております。あと、ゼロ、2歳で非課税の方も両園1名ずつおられますが、この方につきましては多子世帯といいますか、2人目が半額、3人目が無料というような形になりますので、実質こっちの非課税世帯の該当は当たらない形になっております。

以上です。

- ○議長(仙海直樹) 9番、髙桑議員。
- ○9番(高桑佳子) そうなりますと、今出雲崎の保育園に通っていらっしゃる零歳から2歳の25名 のほとんどの方がやっぱり保育料を徴収されていくということなんですけれども、やはり私厳しい と思うんです。私自身も子供がそういう世代ですので、見ておりますと本当に厳しい。こういう国 の無償化のシステムというのは全国一律にこういうふうにあるわけなんですけれども、例えば食材 費の100円、あるいはそれ以外の部分、積み立て等は、これはいたし方ない部分だとは思うんですけれども、そういう意味でやはり出雲崎町、子育てに非常に制度としては厚い、ほかに誇れるものを 持っております。一律のものでなく、出雲崎の、出雲崎としてのそういう部分も多少は加味した中でこの制度をやっていただけると非常に町としても知名度も上がり、頑張っていけるんじゃないか なと思うんですけれども、そういうふうに望みたいと思います。
- ○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(仙海直樹) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(仙海直樹) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(仙海直樹) 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第49号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)について

○議長(仙海直樹) 日程第7、議案第49号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第49号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の減額補正をいたしました。これによりまして歳 入歳出からそれぞれ373万9,000円を減額いたしまして、予算総額を5億8,326万1,000円とするもの でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(仙海直樹) 補足説明がありましたら、これを許します。

[「ありません」の声あり]

○議長(仙海直樹) これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(仙海直樹) 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) について

○議長(仙海直樹) 日程第8、議案第50号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第50号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、市野坪地内の県営ほ場整備事業及び国道352号拡幅米田工区の施工に伴いまして、支障となる水道管移設について必要な経費を新たに計上いたしました。それによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額2,100万9,000円を追加し、予算総額を1億9,880万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(仙海直樹) 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長(小崎一博) 補足説明をさせていただきます。

歳出、181ページをご覧ください。1款総務費は、人事異動に伴います事件費を追加しております。 3款水道施設費の追加については町長の説明のとおりでございますが、13節委託料は国道352号の 配水管移設に伴う設計監理費でございます。15節工事請負費は、2カ所の補償工事費となります。 市野坪地内の配水管移設は、3カ所の町道横断工事に伴います移設工事でございます。国道352号、 米田地内分は、浄玄寺から米田の町営住宅付近まで、約210mでございますが、改良拡幅工事に伴う ものでございます。既設の配水管が歩道部に埋設されております。拡幅によりまして車道部となり、 路床入れかえによりまして支障となるため、移設工事を行います。

戻りまして、179ページをお願いいたします。補償移設工事に伴います財源としまして、5款の基金の繰入金、6款の繰越金、7款の諸収入の補償費を計上しております。

以上でございます。お願いいたします。

○議長(仙海直樹) これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

- ○1番(小黒博泰) 180ページの県の補償の工事なんで、別に中身的にはあれなんですけれども、資料の13ページの米田地内の水道管の図面を見ますと、現状今150ミリの水道管入っていまして、仮の管が80と。その中で口径が約半分に減った中で、これからの夏場、工事がいつごろ進むかちょっとわかりませんけれども、水がまず足りるのかを1点教えていただきたいし、この工事がいつになるか。これから夏場に向ければ、今度口径が小さくなれば、多分仮の配管なんで、直射日光等で水がお湯になる可能性もありますし、冬場になればまた管が小さい分、また今度凍結等々のおそれも出てくるとは思うんですけども、その辺の対応をどう考えているか教えていただきたいと思います。
- ○議長(仙海直樹) 建設課長。
- ○建設課長(小崎一博) 仮設配管の口径でございます。本管150ミリ、仮設配管は80ミリを予定しておりますが、実のところ、設計委託費も計上させていただいております、今回。この設計委託費により仮設配管の口径については再度検討したいというふうに思っておりますし、80ミリという図面をつくらせていただきましたが、私の予測によりつくらせていただきました。実際の仮設配管、詳細には委託設計により口径は決めさせていただきます。

道路工事の予定でございます。県の担当では7月ころの発注を見込むというふうに聞いております。夏場の交通量の多い時期、ここにつきましては工事は中止したいというふうなことで聞いておりますし、当然繰り越しをする気はないということでございます。リピックスの配管、PP管に比べて高価な仮設配管でございます。夏場の高温による温度上昇または冬期間の凍結、その辺を十分防止するよう考え、やや高価なリピックス配管、鋼管の仮配管を計画させていただいております。

○議長(仙海直樹) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(仙海直樹) 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)に ついて

○議長(仙海直樹) 日程第9、議案第51号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第 1号)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第51号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費を追加計上いたしました。これによりまして歳入 歳出にそれぞれ補正額22万円を追加し、予算総額を1億5,812万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(仙海直樹) 補足説明がありましたら、これを許します。

[「ありません」の声あり]

○議長(仙海直樹) これから質疑を行います。質疑には、ページ、目、節を添えてお願いいたしま

す。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(仙海直樹) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

- ○議長(仙海直樹) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第51号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(仙海直樹) 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(仙海直樹) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会をいたします。

(午前10時32分)